

# 現代の「ホロコースト」 拉致監禁・ 強制改宗!



12年5か月の監禁から解放され、緊急入院した後藤徹(左)=2008年2月13日撮影と、ホロコーストの犠牲者であるブーヘンワルト強制収容所の労働者(右)=1945年4月16日撮影(米国立公文書館所蔵)

全国 拉致監禁・強制改宗被害者の会

## 「拉致監禁・強制改宗」を知っていますか？

もし鉄パイプスタンガンといった武器を持った20人くらいの男たちが突然教会に乱入し、居合わせた信者等に暴行傷害を加えて女性信者を拉致し、1年3か月にわたって監禁し、信仰破壊を図ったなら、社会的に大問題となることでしょう。このような行為は、逮捕・監禁（第220条）、強要（第223条）といった刑法上の犯罪であるのみならず、個人の基本的人権（第11条）、および信教の自由（第20条）を保障する憲法を、真っ向から否定する蛮行であるといえます。

**【世界人権宣言第9条】** 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

**【自由権規約第18条2】** 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

**【憲法第11条】** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

**【憲法第20条】** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

**【刑法第220条】**（逮捕及び監禁）不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

**【刑法第223条】**（強要）生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

ところが、このような異常な犯行が、両親や親族を実行犯として巻き込むかたちで行われてきたため、今まで全くと言っていいほど取り締まられてこなかったのです。

驚くべきことですが、過去43年にわたり、宗教法人世界基督教統一神霊協会（統一教会）の信者約4300人が、このような犯罪行為の犠牲となってきました。暴力的・強制的、ないし詐術的に人を拉致し、外部との交流・連絡を遮断した環境で信仰破壊を図り、脱会ないし改宗するまで拘束し続ける行為。これを「拉致監禁・強制改宗」と言います。

## 12年5か月監禁事件

このパンフの表紙の左側に写っているのは、家族らによって拉致され、12年5か月にわたって監禁された当会代表・後藤徹の解放直後の写真です。後藤代表は、1995年9月11日から2008年2月10日までの12年5か月間、親族等によって新潟および東京の合計3箇所の

拉致監禁されたマンションの窓から、「たすけて」の紙を掲げて救出を求める統一教会の女性信者(平成10年2月、熊本市内)

マンションに拉致監禁され、統一教会からの脱会を強要されました。このため、31歳から44歳までの貴重な人生の一部を奪われたのみならず、監禁中は脱会説得の専門家らによって罵詈雑言の数々を浴びせられ、親族等から暴行・傷害を受け、その苦しみの余り「いっそのこと死んでしまいたい」と思うほどでした。

長期監禁に抗議し、後藤代表は2004年に21日間、2005年に21日間、2006年には30日間の断食を決行しました。これに対し、親族等は断食明け後、まともな食事を与えないという食事制裁によって虐待したため、後藤代表は栄養失調状態に陥り、2008年解放時には緊急入院を余儀なくされました。

こうした蛮行に対し、入院先の医師が2008年2月に最寄りの警察署に通報し、同年6月には、後藤代表は弁護士を通して警察に告訴状を提出しました。しかし捜査はすぐには開始されず、同年9月になって告訴状が受理されたものの、警察は被疑者を誰1人として逮捕せず、また、強制捜査も行いませんでした。こうして、2009年12月、東京地検担当検事は不起訴処分を下したのです。不起訴処分とは、検察が被疑者等を訴えないという処分であり、この結果刑事裁判は開始されず、被疑者等は刑罰を免れることとなります。

司法当局の人権を無視した対応は、内外に波紋を呼んでおり、日本が人権保障においては後進国であるとの印象を与える結果となっています(後記米国務省報告、および巻末のフォントロイ元下院議員の意見を御参照ください)。



## レイプ、自殺、家庭崩壊—さまざまな悲劇

このような悲惨な事例は後藤代表のケースだけではありません。ある妊婦は、監禁の際に受けた脅迫が原因で、10年たった今も、母子共に後遺症で苦しんでいます。監禁されたマンションの6階から脱出を図ってベランダで親族ともみ合いになり、落下して瀕死の重傷を負い、記憶喪失になった青年もいます。ある女性は、監禁中に脱会説得の専門家によってレイプされました。娘の脱会を専門家に依頼した父親は、この事実を知って長年苦しんだ挙げ句に、ついに自らの命を絶ちました。また、韓国男性と結婚して韓国で幸福な

結婚生活を送っていたにもかかわらず、里帰りした際に拉致され、絶望の余り監禁マンションのトイレで自殺した27歳の女性もいます。

## 拉致監禁による強制棄教事件の歴史

強制改宗に携わる面々



宮村峻氏



高山正治牧師



高澤守牧師

最初の拉致監禁事件は1966年に森山諭牧師の主導によって行われました。森山牧師は、聖書を誤りなき神の言葉と信じる「福音派」の立場から「統一教会は異端」と決めつけ、信者を監禁し説得したのです。1967年7月、朝日新聞に「親泣かせ原理運動」の記事が掲載され、不安をあおられた親族が森山牧師の指導を受けたため、監禁事件が急増しました。また日本共産党は1978年4月、統一教会の友好団体である国際勝共連合の活動によって京都府知事選で敗北。これを受け、宮本顕治委員長(当時)は統一教会および勝共連合退治を宣言しました。

1980年代後半には「スパイ防止法制定」に危機感をもった左翼陣営が、統一教会や国際勝共連合の壊滅を目指し、「靈感商法」キャンペーンを展開しました。

やがて反対派牧師らは脱会した信者等を左翼系弁護士らにつなげ、脱会者らを原告とする裁判闘争を展開しました。こうして、牧師らが強制改宗を担当し、左翼弁護士等が法廷闘争を展開することによって統一教会を壊滅させようとする、強固な連携が組まれたのです。強制改宗に成功すれば、牧師たちは多額の報酬を得ることができ、弁護士たちは、法廷闘争を通して破格の弁護士報酬を得たのです。

強制改宗の暴挙を警察も取り締まらないため、90年代後半には鳥取教会襲撃事件(冒頭の事例)、路上拉致事件等、悪質な事件が多発しました。

2000年になると、被害者が牧師らを相手に提訴した民事事件で勝訴したことを契機に事件は減少し始めましたが、今もなお起こり続けています。

## 米国でなぜ防げたか

米国でも、1970年代から1980年代にかけて「ディプログラミング」と呼ばれる強制改宗が盛んに行われました。ディプログラミングの創始者であるテッド・パトリックは、彼が「カルト」と呼ぶ新宗教の信者たちを次々に拉致監禁し、棄教を強要しました。しかし、その手法が暴

力的であったため、1974年6月、彼はコロラド州デンバーにおいて不法監禁罪で1年間の禁固刑を言い渡されます。さらに彼は保護観察期間中にも強制改宗を行ったため、1985年までに合計7つの有罪判決を受けました。このため、アメリカにおける強制改宗は1976年をピークに沈静化し、1980年代後半にほぼ終息しました。

また、こうした活動を組織的に行ってきた団体である「カルト警戒網」(CAN)は、改宗を試みたジェイソン・スコットという若者から民事訴訟で訴えられ、1996年に約100万ドルの損害賠償の支払いを命じられて破産。米国における強制改宗は「法の裁き」によって終息しました。

## 米国務省の報告

米国務省は1999年より、「国際宗教自由年次報告書」を発表してきました。1999年度版の日本に関する報告部分では、「統一教会信者は、教会員に対する強制改宗に関する申し立てに警察が対応しないと主張してきた。彼らはまた被害者が家族らによって拉致された際に警察は法を施行せず、統一教会信者は長期にわたる恣意的な監禁を受けており、それを行っている個人を警察が取り締まっていないと主張している」との報告がなされています。

以来、国務省は毎年この問題を取り上げてきました。2004年度版には、「同教会は、被害者の親族や強制改宗専門家等による拉致監禁・強制棄教を、司法当局関係者等が家族問題として判断する傾向があることを、依然として危惧している」という記載がなされています。2008年度版、2009年度版では、2年連続、後藤代表の事件が報じられ、2009年度版では、「12年以上、本人の意思に反して家族に拘束されていた統一教会信者が2008年2月10日に解放され、統一教会本部に戻った」、「いまだに誰も起訴されておらず、(強制)捜査もされていない」という統一教会の報告が記載されています。これらの報告は、信教の自由の国、米国が、日本における拉致監禁・強制改宗問題に対して、強い関心を持っていることを示しています。



鳥取教会襲撃事件で犯人が使用したものと同形の鎖、スタンガン、パール

## 日本でも、法に基づき厳正な対処を

日本で今なお、事件が終結を見ないのは、司法当局の対応にあると言っても過言ではありません。2000年4月20日、国会答弁に立った田中節夫警察庁長官(当時)は、「親子や親族であっても、刑罰に触れる行為があれば、何人に対しても法と証拠に照らし厳正に対処する」と明言しました。しかし、その後も警察は多くの拉致監禁事件において、見て見ぬ振りをしてきました。また、拉致監禁を理由に被害者が刑事告訴しても、警察は誰1人として逮捕せず、検察も、頑として被疑者を起訴しません。

### 全国 拉致監禁・強制改宗被害者の会は、 次の点を要望します。

- ① 宗教的差別や偏見に基づいて統一教会員が拉致監禁されることなく、安心して信仰生活を送ることができる環境を、日本政府は保障してください。
- ② 万一、私たちが拉致監禁の被害に遭った場合には、警察が即時に介入して救出してください。
- ③ 現在、拉致監禁されている人たちを警察が早急に搜索し、保護してください。
- ④ 拉致監禁に関与してきた人たちに対する取締りを厳重に行い、拉致監禁事件を根絶してください。

# 理解できない不起訴処分

関係各位

後藤徹氏（日本国籍）は、12年以上にわたる筆舌に尽くしがたい、名誉および尊厳の剥奪を堪え忍んできましたが、彼に対する人権侵害に関与した者達に日本政府が何故、不起訴処分を下したのか、私をはじめ、アメリカ国民は理解することができません。日本政府の不起訴処分は、宗教自由の原理に全面的に傾倒しつつこれらの問題を非常に細密にわたり見守ってきた私や米国議会議員連合、そしてオバマ政権を特に失望させました。



固い握手を交わすウォルター・E・フォントロイ元アメリカ合衆国下院議員と後藤徹代表（2009年8月、ワシントン）

駐米日本大使は既に私の友人である現職の米国下院議員からこの問題に関して聞かされており、その他の議員たちも、この件を深く憂慮していることを私は知っています。信教の自由という基本的人権の侵害に関与した者たちを起訴しないとの決定に関して、米国議会議員および行政のメンバーが日本政府に連絡を取ることは避けられないでしょうが、日本政府が彼らの感情を真摯に受け止めてくださるよう私は希望します。

マーティン・ルーサー・キング牧師と一緒に行進した公民権運動のリーダーとして、また牧師として、私自身、日本政府がその国民の宗教上の権利を冷淡に踏みにじることにショックを受けています。国の偉大さを計る真の指標は、その国の経済力や科学技術ではなく、もっとも弱い立場にある国民をいかに扱うかにあることを我々は忘れてはなりません。万能の創造主を拝する自由は健全で自信に満ちた政府の基本的な原理です。国家が評判の悪い宗教団体の信者を迫害し犯罪人扱いする時、その国は衰退すると見て間違いありません。

誠意を込めて

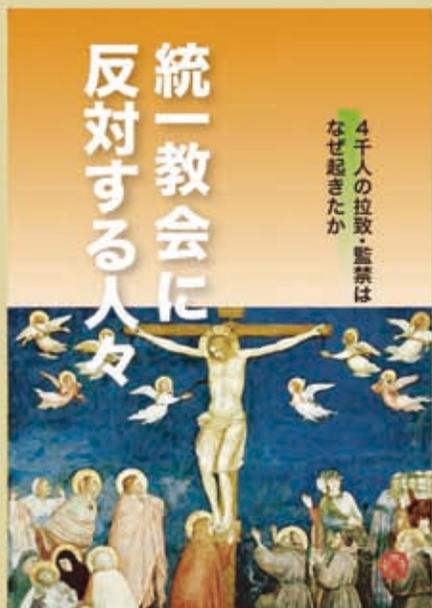
ウォルター・E・フォントロイ

元アメリカ合衆国下院議員（1971-91）

世界平和のための頂上会議超宗教問題事務局長

ウォルター・E・フォントロイ氏

1933年、首都ワシントンDC生まれ。バージニア・ユニオン大学、エール神学校を卒業。大学在学中、マーティン・ルーサー・キング牧師と出会い、その後、キング牧師の側近として黒人公民権運動に参加。1971年から20年間、米下院議員を務め、議会における公民権運動の中心的存在となった。83年、首都に約50万人を集めて行われたワシントン大行進20周年の記念大会では、大会の全国責任者を務めた。



非売品



非売品

2,100円(税込)



非売品



当会およびこのパンフ、また上記の書籍に関するお問い合わせは、  
世界基督教統一神霊協会 広報局まで。

TEL 03-3467-3181 FAX 03-3485-0412 <http://kidnapping.jp>

当会の活動の趣旨にご理解・賛同いただいた方に支援金をお願いしています。  
振り込み先は、下記の口座です。

三菱東京 UFJ 銀行 渋谷明治通支店 (普) 3071765  
名義：世界基督教統一神霊協会